

福島復興風力合同会社「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価書」
に係る確定通知について

令和元年8月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、福島復興風力合同会社「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、福島復興風力合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた福島復興風力合同会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価準備書に対する 経済産業大臣勧告	平成30年2月21日
環境影響評価書受理	令和元年7月30日
環境影響評価書確定通知	令和元年8月23日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)